

公表日：令和８年８月２５日

男女の賃金差異について

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	89.6%
正規雇用労働者	84.6%
非正規雇用労働者	94.6%
嘱託員	88.0%
アルバイト	103.4%

対象期間：令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日）

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当、退職手当等を除く。

アルバイト：正規雇用労働者の所定労働時間（１日８時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

差異についての補足説明

（正規雇用労働者）

管理職・係長職に占める女性の割合が低く、男女の賃金格差の一因となっているため、女性を積極的に係長職・主任職に登用する取組を行なっている。

（非正規雇用労働者）

正規雇用労働者に比べ、相対的に賃金の高い経験年数の長い女性の全体に占める割合が高いため、男女の賃金格差は正規雇用労働者より小さい。